

事 務 連 絡

平成 27 年 4 月 30 日

各 位

公益社団法人 全国通運連盟

クールビズの実施について

公益社団法人全国通運連盟では今年度も環境対策のため、平成 27 年 5 月 1 日
～ 10 月 31 日までの間、夏季の軽装「クールビズ」を実施いたします。

つきましては、連盟職員は、軽装で職務を行うこととさせていただきますので、
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成27年4月23日

各 位

環境省地球環境局

「クールビズ」の実施について

政府では、例年、地球温暖化防止等のための具体的な行動の一つとして、「クールビズ」を呼びかけております。

今年も昨年同様に地球温暖化防止及び節電の取組みが重要であることから、「クールビズ」の開始を一ヶ月前倒し、五月からといたします。また、終了日についても一ヶ月延長し、十月末までといたします。

各府省におかれましても、夏期の冷房温度の適正化と軽装を率先して実行していただきますようお願い申し上げます。

<連絡先>

環境省地球環境局国民生活対策室
電話：03-5521-8341
担当：河原、荻田

夏季の軽装について（平成27年度）

【目的】

地球温暖化防止及び省エネルギーに資するため、夏季においては、政府全体として軽装での執務を促すこととする。

- 「省エネルギー・省資源対策推進会議」（次官クラス）が昭和54年3月に「概ね28℃とするよう努める」と決定。以来、毎年、省庁間で同旨の申し合わせを行っている。冷房を使用する際には、その徹底を図る。

【軽装の励行期間】

5月1日から10月31日までの期間

- 5月1日から10月31日までの6ヶ月間。
- 地方支分部局等においては、気候条件等に応じ必要な配慮を行う。

【「軽装の励行」について】

外国賓客の接遇、表彰式等の格別の公式行事への出席等やむを得ない場合を除き、原則として軽装で執務して差し支えないものとする。

- 公務に従事する間はすべて含まれる。したがって、庁舎内で執務する場合に加え、庁舎外の会議に出席する等の場合も含まれるものとする。
- ただし、院内（委員室を含む）においては、上着、ネクタイを着用しないことを可とする（長袖又は半袖の襟付きシャツを着用）が、本会議場においては従来どおり必ず上着（半袖上着を含む）を着用する（ネクタイは着用しないことを可とする）こととされている。女性の服装もこれに準じる。

【「軽装」の範囲】

軽装とは、ノーネクタイ、ノー上着をいう。ただし、社会常識を逸脱しないよう節度を保つものとする。

- 「ノーネクタイ、ノー上着」は男性の場合の軽装を指しているが、軽装での執務を促す趣旨は男女を問わない。

【関係者の理解】

軽装の励行について広く理解を得るよう努めることとする。

- 軽装での庁舎外の会議への出席等についても、礼を失しているとの誤解が生じることのないよう、関係者の理解を求める。

クールビズ期間の拡大について

平成二十七年四月二十四日（金）閣僚懇
環境大臣 発言 要旨

一 例年、地球温暖化防止や節電のための具体的な行動の一つとして、「クールビズ」という名称で、夏期の冷房温度の適正化とその温度に適した軽装を広く呼びかけております。

二 平成二十三年からは東日本大震災を受けて「クールビズ」の期間を前後一ヶ月間拡大し、五月一日から十月末までとしていきます。

三 これまでの継続的な呼びかけにより、社会的にも定着してまいりまして、今年度の「クールビズ」の期間も同様と致しまして、いよいよ五月及び十月には暑い日と涼しい日がありますので、すなわち五月及び十月には暑い日と涼しい日がありますので、各自の判断で、「クールビズ」の実施をお願いいたします。

四 各府省におかれましては、率先して実行していただきたき、取組の輪を広げていただきますようお願いします。